

食品ロス削減「食べきり3015運動」推進事業及び「食べきりサイズメニュー」導入 促進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「食品ロス削減『食べきり3015運動^{※1}』推進事業及び『食べきりサイズメニュー^{※2}』導入促進事業」業務の契約候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

※1 「食べきり3015(さんまるいちご)運動」とは、宴会の開始後30分と終了前15分に食事を楽しむ時間を設定し料理を食べきる運動

※2 「食べきりサイズメニュー」とは、飲食店等での食べ残しを減らすための、通常のメニューより少量(小盛)サイズのメニュー

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

食品ロス削減「食べきり3015運動」推進事業及び「食べきりサイズメニュー」導入促進事業業務委託

(2) 業務内容

別添「食品ロス削減『食べきり3015運動』推進事業及び『食べきりサイズメニュー』導入促進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託料上限額

金1,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この上限額とは別に契約手続きの中で予定価格を設定する。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 富山県内に事業所を有する者であること。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用者として使用する者

ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者

ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者

コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者

サ 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者

シ 県税を滞納している者

ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項第 10 号に規定する制限行為能力者に該当する者

セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

4 プロポーザル参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類 参加申込書（様式 1）

(2) 提出期限 令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出方法 電子メール

(4) そ の 他 事情により参加を辞退する場合は、令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 5 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

5 質問の受付・回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式 2）

(2) 提出期限 令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時まで

(3)提出方法 電子メール

(4)回 答 質問に対する回答は、令和7年6月10日（火）午後5時までに、すべての参加者に電子メールにて通知する。

(5)そ の 他 以下の質問は受け付けないこととする。

- ・電話または口頭による質問
- ・参加申込みの状況など、他の事業者に関する質問
- ・その他、不適切または無関係な質問

6 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加者は、下記により企画提案書等を電子メールにて提出すること。

(1)提出書類 以下のとおり

①企画提案書

次の内容を記載すること

- ・「食べきり3015運動」推進事業及び「食べきりサイズメニュー」導入促進事業に係る募集チラシのリニューアル案
- ・「食べきり3015運動」推進事業及び「食べきりサイズメニュー」導入促進事業における協力店等の募集方法や普及啓発における工夫、PRの展開(期間、回数、図案、イメージなど)、業務スケジュール等の具体的な内容
- ・委託業務の実施体制
- ・その他

②見積書（見積金額及びその内訳を記載すること。）

③会社概要

④業務実績（様式3）

(2)提出期限 令和7年6月12日（木）午後5時まで

(3)提出方法 電子メール（必ず電話で到達を確認すること。）

※大容量ファイルの送信方法については、別途、指定する。

7 審査方法等

(1)審査方法

企画提案書等の内容を書面により審査し、事業の実施に適切な参加者を契約候補者として選定する。

(2)審査基準

- ①企画提案内容が協力店舗の増加を見込める内容となっているか
- ②委託業務の実施スケジュールは適切か
- ③見積金額は企画提案内容に対して適切か
- ④委託業務を円滑かつ確実に実施することができる体制となっているか

応募者が1者のみの場合は、各審査員の審査基準による評価点の平均が6割以上となったときに受託候補者として選定します

(3) 審査結果

審査結果については、後日、書面（電子メールへの添付）により採否のみ通知するとともに、契約候補者として選定された者を富山県ホームページにおいて公表する。

なお、決定の経緯、決定理由等に関する問い合わせには応じないものとする。

8 契約の締結

契約候補者として選定された者と仕様書等について協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。

契約金額は、提案された見積額の範囲内とする。

9 その他

(1) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、その提案は無効とする。

(2) プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

(3) 委託料には、委託業務を実施する際に必要な旅費や郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。

(4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県に帰属するものとする。

(5) 受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 実施スケジュール

(1) 参加申込締切	令和7年6月6日（金）午後5時
(2) 質問書提出締切	6月9日（月）午後5時
(3) 企画提案書等提出締切	6月12日（木）午後5時
(4) 審査結果通知	6月中旬（予定）
(5) 契約締結	6月下旬（予定）

11 提出・問合せ先

富山県農林水産部 農産食品課 食品産業・流通係 担当：石田
〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階
TEL：076-444-3282／FAX：076-444-4410
E-mail：yusuke.ishida@pref.toyama.lg.jp